第三十一条の八第一項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第三項第三号」を「第四十四条の三第三項第三号」に改め、同条第二項中「第四十四条の二第二項各号」を「第四十四条の三第二項各号」に改め、同項第四号イ中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同条第三項中「第四十四条の二第三項第二号」を「第四十四条の三第三項第二号」に改め、同条第四項中「第四十四条の二第三項第三号」を「第四十四条の三第三項第三号」に改める。

第三十一条の九第一号イ中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同条第二号ハ中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改める。

第三十七条の三第一項中「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条の六第一項」に、「とする」を「と、同規則第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）とする」に改める。

第三十七条の四の見出しを「（酒類購入記録情報の記録事項等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類は、消費税法施行規則第六条第四項に規定する書類に、当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したもの」を「旅券等に記載された情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。次条第五項、第三十七条の四の五第一項及び第二項並びに第三十七条の四の六において同じ。）に記載された事項のうち、消費税法施行規則第六条第一項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「消費税法施行規則第六条第五項に規定する書類に、当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したもの」を「同号に規定する運送契約に係る契約書の写し（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。）」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　施行令第四十六条の八の二第四項に規定する酒類購入記録情報とは、当該免税酒類（同条第一項に規定する免税酒類をいう。次条第五項及び第三十七条の四の四第二項において同じ。）の税率の適用区分（品目を含む。第三十七条の四の五及び第三十七条の四の六において同じ。）及び当該区分ごとの数量が記録された電磁的記録（施行令第四十六条の八の二第四項に規定する電磁的記録をいう。）をいう。

第三十七条の四第四項及び第五項を削る。

第三十七条の四の七中「第四十六条の八の二第一項第二号」を「第四十六条の八の六第一項第二号」に改め、同条を第三十七条の四の九とする。

第三十七条の四の六を第三十七条の四の八とし、第三十七条の四の五を第三十七条の四の七とする。

第三十七条の四の四中「を」を「に申請者の旅券等の写しを添付して、これを」に改め、同条を第三十七条の四の六とする。

第三十七条の四の三第一項中「ものに」の下に「申請者の旅券等の写し及び」を加え、同条第二項中「を」を「にその者の旅券等の写しを添付して、これを」に改め、同条を第三十七条の八の二第七項」を「第四十六条の八の二第十四項」に改め、同条を第三十七条の四の五とする。

第三十七条の四の二の見出し中「購入者誓約書等」を「酒類購入記録情報等」に改め、同条第一項中「第七条第一項及び第二項」を「第七条」に改め、「（同条第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。次条から第三十七条の四の六までにおいて同じ。）」を削り、「受けようとする輸出物品販売場」の下に「（同条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条から第十条までにおいて同じ。）」を加え、「第十八条第二項第一号ロ及び第四号」を「第十八条第二項第四号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「令第十八条第二項第二号イ及び第五号」を「同条第二項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第二項第三号ロ及び第六号」を「第四十六条の八の二第二項第二号ロ」に、「電磁的記録を含む。）、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定する書類並びに同項第一号ハに規定する旅券等の写し（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）」を「並びに同条第六項の規定により提供した購入記録情報（令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報」に、「電磁的記録（同法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）を含む。）及び同令第四十六条の八の二第二項第二号ロに規定する書類」を「及び同条第四項の規定により提供した酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条において同じ。）（同令第四十六条の八の二第十項後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情報」に、「第十八条第三項」を「第十八条第四項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報」に、「第四十六条の八の二第三項」を「第四十六条の八の二第四項の規定により酒類購入記録情報を提供し、又は同条第十項後段の規定により酒類購入記録情報」に、「酒類製造者」と」を「酒類製造者」と、「電磁的記録又はこれらの購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と」に改め、同条第二項中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同条を第三十七条の四の四とする。

第三十七条の四の次に次の二条を加える。

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の二　施行令第四十六条の八の二第四項に規定する電子情報処理組織を使用して酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提供を行う輸出酒類販売場（法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下第三十七条の四の八までにおいて同じ。）を経営する酒類製造者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行規則第六条の二第一項の規定による届出書（以下この項において「開始届出書」という。）を併せて提出するとき（当該開始届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該開始届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該輸出酒類販売場の所在地及び名称

三　届出者の電子メールアドレス

四　当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の提供を承認送信事業者（施行令第四十六条の八の二第十項に規定する承認送信事業者をいう。以下この号及び次条において同じ。）が同項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号（消費税法施行規則第六条の二第一項第四号に掲げる識別符号をいう。）

五　その他参考となるべき事項

2　前項前段の規定による届出書を提出した酒類製造者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行規則第六条の二第三項の規定による届出書（以下この項において「変更届出書」という。）を併せて提出するとき（当該変更届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該変更届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該変更に係る輸出酒類販売場の所在地及び名称

三　変更の内容

四　その他参考となるべき事項